

海外重要情報

(第14回稿)



目次

第一 米國

- 一、米國の完全雇傭法案
- (一)序説
- (二)完全雇傭法案の概略
- (三)完全雇傭法案の内容
- (四)法案の特質
- (五)法案の改正
- (六)削除又は修正の理由
- (七)雇傭法の完備
- 二、最近における米國の物価統制事情
- (一)序説
- (二)旧物価統制修正後の物価動向

第二 聯

一、一九四六年度國家予算

- (一)一九四六年度予算及び一九四五年度実績
- (二)一九四六年度予算に關する財政相ロウがエトプの演説要旨
- (三)一九四六年度予算の特質

第三 歐洲

一、新通貨発行後のハンガリーの金貨事情

- (一)新通貨発行に政府施策の成功
  - (二)保有金準備の状況
  - (三)新通貨発行後の情勢
  - (四)今後の見通し
- ニイタリヤの金貨の将来





(一) 財政金融

(二) 産業

第四 東亞

一 比島全着復興の現状

(一) 序説

(二) 財政と復興金融

(三) 比島の主要産業

(四) 産業復興の若干問題

(五) 主要産業の復興

(六) 米国の対比島産業復興

(七) 結言



第一 米國

一、米國の完全雇備法案

(一) 序

自由経済組織の下において雇備を高水準に維持し生産と購買力とが等  
施される繁栄の維持こそ米國経済の目標であり、全ゆる経済的な措置は  
この目的達成のための手段である。内戦時物價統制法はその後の物價  
事情により一部復活を余儀なくされたが原則には六月三十日満期失  
効を宣言され廃止されたのである。

完全雇備法案として右の目的達成のための自由経済組織に対する例外的  
なる聯邦政府の干渉である。以下本法案を中心として政府及び議会の  
の推移を概観する。

(二)

完全雇備法案が提出された米國経済の情勢

本法案は戦後経済界の動向に関する政府の概要左の如き予見に基づいて  
提案されるものである。

(1) 再転換問題

(4) 今次大戦を通じて雇備は高水準を維持し生産は未曾有の急角度を  
以って上昇した

勝利の日以来軍需工業において政府需用の激減が見透しされこれら  
軍需工業の民需への再転換は最大の問題である

(4) 再転換途上の摩擦的失業者及び転換による過剰労働者は聯邦  
政府の責任において雇備されなければならない

(2) 景気循環問題

(1) 一九一〇年代の好景気の如く戦後の好況は多分に危険性を含む  
蓄積された購買力によって一時的な需用増加を示すが消費財價格  
は昂騰に向ひ生計費を圧迫する

(4) 生計費の昂騰を招きつ上昇する需用増加は新投資を刺戟するが  
生計費の昂騰は生産費並に物價を螺旋状の上昇を誘発するに至る  
右の事情は有效需要の漸減により生産制限を余儀なくされるこれが雇  
備の機会を はしめる 戦時中 補充された巨大産業は特に甚し



・一産業のこの現象は全産業に波及するに至る  
 (二) この予見は次の表に裏付けられる

不況の到来を未然に防止する為には政府の善行において、雇用の維持されなければならぬといふ以外に更に戦後世界の安定増進としての米国の世界的な立場が自覚され世界の繁栄への支柱として、採り上げられたものである

(3) 雇傭及び生産の減少と生計費の高騰を承す指数

年別・種別	工場雇傭指数	(耐久・非耐久消費) 生産総合指数	生計費指数
一九四〇	一〇七・五	一二五	100.0
一九四一	一三三・五	一六二	一〇五・二
一九四二	一五四・〇	一九九	一二六・五
一九四三	一七七・七	二三九	一二三・六
一九四四	一九九・一	二三五	一二五・五
一九四五 一〇月	二二一・八	二六六	一二八・九

（注）一九四五年一月号  
一九三五年一月号

(三) 完全雇傭法案の内容

一九四五年一月上院議員ワグナー、同トーマスの両氏によって完全雇傭法案とし議院に提出された骨子はケイレス学派によって美認された理論を基礎とするもので概要左の如きものである（日米二国五理財局特情一〇号）

(1) 目的

(a) 労働教養

働き得るアメリカ人にして職場を求める者は凡そ有用にして報償的且つ定期的にして充分な時商の雇傭に対する機会を得る資格を持つ

(b) その行便の保障

自由競争による民間企業と民間投資の助成は聯邦政府の責任である  
 政府は右二目標達成のため不断にして慎重なる審計画を樹て民間企業州地方団体の協力の下に發展せしめ協力する

(2) 聯邦政府の義務

(1) 聯邦政府以外の投資及び経費は完全雇傭を確保し得るから明確な経済政



衆を行ふこと

四 聯邦政府以外の投資及び消費が完全雇傭を確保できぬとまに限り  
必要を聯邦政府の投資及び消費を行ふこと 但し国富及び国民  
福祉に寄與し民間企業における就業機会増進を刺戟する  
のでなければならぬ

(3) 目的達成のための方法(生産及び雇傭の国家予算)

(1) 大統領は議会に対し毎週常会開の始に二會計年度(又はこれより  
長い期間)に付上の事項を記載した予算を 付する

(a) 労働力の予定数

(b) 右労働力と予定した物價水準の下において完全に雇傭することの  
できる民間企業消費者州地方団体及聯邦政府の投資及消  
費の金額(完全雇傭額)

(c) 企業消費者州地方団体及聯邦政府の投資及消費の予定  
金額 但し国家予算に計上された措置の結果たるものを除く

(1) (a) (b) (c) の不一致の調整

(a) (b) より (c) が不足する場合

I 先ず聯邦政府以外の投資及び消費を増大ならしむ計画と  
法案を提示する (銀行及通貨独占及競争関係債銀及  
び労働条件外国貿易及び国際投資農村租税 社会保険並  
に国富増進其他全ゆる事項に亘り得る)

II Iの計画を以てしても尚不充分なる限り聯邦政府の投資及  
消費の計画を提示する(公共事業に付しは先ず民間商社の  
讀員に付すべきである)

(b) (c) より (c) が超過する場合  
インフレーション防止又は投資及び消費總額縮減のための措置  
を提示する

(c) (a) 及び (b) の何れの場合に於て計画が独占的行動によつて阻害されぬ  
よう措置せねばならぬ

(4) 予算には其の年度及び既往年度の国民所得分布に関する予測及び



実績を併せ記載する

(四) 法案の特質(朝日九西)

- い 一、に云ふ完全雇傭は企業又は国家が合理的經營の見地より労働の限界に産力までを産量を増加せしむることに止まるものでない、
- (2) 戦時中の資源資材は完全利用と共に國民労働力の完全雇傭は国防のための要請で略々これらは戦時を終了に於て目的は達成されたのであるが現在の資本主義的經濟機構の下ではこれ等の完全活用は行い得ず恒久的遊休資源と失業者の発生は必然的なものと見られる
- (3) この基本的な經濟機構を維持し下ら、國民的利益のために残りなく國家資源を活用して繁栄の高水準を持續しようとするものがある

(五) 法案の成立

政府側はアメリカ自体の繁栄を保證するのみならず世界的繁栄へ

の最大の寄與をなすものと誇示した完全雇傭法案は議會通過後は名称と單なる雇傭法となり内容も著しく修正又は削減され原案の主要点殆ど骨抜きにされ本年二月三日大統領の署名を得た(日本二〇四)議會において修正又は削除を受けた主要点の概要は左の通りである

- (1) 削除箇所(略) (時至ニ至リテ 英文ニテ)
  - (a) 労働能力ある凡てのアメリカ人にして彼等が欲するならば任事を見出し得る機会を特つと云ふ労働法の容認
  - (b) 政府は必要に應じ民間企業を補強すべき任事を供給することによつて完全雇傭を維持すると、労働力行使の保障
  - (c) 大統領は毎年初めに労働雇傭予想に關する労働力予算案を議會に提出し議會はこれに基き失業補償公共事業計画を政府に許可すと云ふ矣

(四) 修正箇所

- (a) 「完全雇傭法案」の名称は「雇傭法」と云ふ名称になった



(六)

削除又は修正の理由(日米一〇、四)

(b) 聯邦政府支出による 雇傭遣出計画は全て必要資金を租税に  
 突つ計画と共に進行し

(c) 政府の雇傭助成は他の聯邦政府の支出上の必要及び債務に照ら

議會は政府の全ての機能費力を総合調整し且つ最大限の雇傭生産  
 購買力を増進させることは聯邦政府の責任であることを承認し自ら政  
 府の必要とする力を與へなかつたのである。その理由として議會は概要  
 左の如き声明を発表してゐる。

- (1) 本法案はケインズ学派の理論を基礎としてゐるがケインズ理論は  
 米國国民經濟調査局において證明されないものとしてゐる
- (2) この財政政策が如何に國民所得乃至雇傭量の大きさに影響するも  
 のであるかを判断する為の明瞭な分析を行つてゐない
- (3) 政府が十分な支出をすすただけで完全雇傭を招来し得ることは疑ふ  
 ものはないが政府の支出によつてインフレ克服國債償還に結局どん  
 だん

な犠牲を生ずるかまた産業再轉換の遅延によつて如何なる結果に  
 なるかについて何等の準備もない

(4) 政府が經濟の流れを予見し得て經濟の動きを政府支出の正しい時期  
 正しい額にあける切換へを行ふことによつて調整し得ると云ふ理論に裏く  
 計画は疑ふべき理由がある。対日勝利以後失業とデフレとに關し度々  
 評價された政府予言は政府予見の誤りやすさを示す最近の好例であ  
 る。

(5) 以上の如く法案の持つ理論的基礎について危惧のあつた以外に戦後  
 の經濟事情はなほ幾多の問題を含むとは云へ政府の予想を裏切  
 り再轉換は着実に行はれ雇傭量國民所得は戦前に凌駕する容  
 觀的事情も反映したことであらう。

(七)

雇傭法の突施(日米一〇、四)

トルーマン大統領は本法に基き七月末現在の經濟状態及び趨勢の研  
 究並びに全ての經濟政策について大統領及び國家の諮問に應ずる責任  
 を持つ經濟顧問三人委員會の命令を行ひ生産及び雇傭を高水準に



維持する政府計画の突發を開始した  
二、最近における米国の物價統制事情

(一) 序説

(1) 米国の物價統制は戰後自由経済思想の控頭により本年六月末旧新物價統制法が撤廢されて以来秋のうちにあり現在米国内最大の国内問題となつてゐる

(2) 無力な新物價統制法が七月末議會を通過した後諸商品の最高價格は一九四〇年の平均生産費にその後の生産額増嵩に計算した價格を基準として續々と引上げられたため物價と賃銀との不均衡を生ずるに至つた

(3) なお物價統制解除委員會は再び肉類大豆棉実製品飼糧用穀類等の物價統制の開始を決定したため肉類は正常ルートに出廻らず全米に亘り肉不足の状況を現出した

(4) かくて大統領は物價統制により招來された肉飢饉が十二月の選挙に利用されるを恨れ十月十五日より肉類の價格統制を撤廢した

(5) 政府は其他多くの商品の統制をも十二月初のまでに撤廢する旨發表したところよりみて明らかに自由主義経済派の勝利を裏書きするものである、これは現にトルーマン政府にはニューディール派が殆んど存在してゐない事實をみても明らかである

(6) 賃銀の統制も本年未だに撤廢されると報せられてより米国内は今や統制緩急より自由経済へ移行せんとしてゐるのである従つて生産の上昇につれて今後の問題はデフレーションの問題となつて来た

(二) 旧物價統制修正後の物價趨勢

(1) 七月二十五日成立の新物價統制法に基き九月より肉類棉実大豆等が再び統制されたため物價は一時的な下向を示した

(2) 他方工業製品の最高價格の大部分の穀類及び乳製品の統制解除等引上によつて物價は再び徐々に昂騰を示して来た

(3) 今後肉類その他商品の統制解除により一時的物價は上向を示すであらう  
卸賣及び食糧品價格指數の推移



	物價指數 (%) (官制統計局調 九年度直)	三十二種主要消費物價指數 (%) (リサーチ・アンド・ストリート社調)
七月才一週	一一七・二	四・五五
才三週	一二四・二	五・二〇
八月才一週	一二五・〇	五・三二
八月才三週	一二八・三	五・三四
九月才一週	一二二・〇	四・九九
才二週	一二一・七	五・〇三
才三週	一二三・八	五・一五
才四週	一二四・四	五・二八
十月才一週	一二五・一	五・四〇
七月―九月迄の騰貴率	一八・七%	六・七%
四月―六月迄の騰貴率	六・四%	八・六%

(三)

物價統制の期間及び統制物資

- (1) 現在全商品の六〇%に統制が行はれてゐるが本年末迄には更にそのうち四三%の統制解除が行はれ本年六月末を以て物價統制は終焉するであろうと政府の経済専門家は観測してゐる(時経九二六)
- (2) 家賃の統制は来年六月三十日以降に継続されるが家賃は全国民消費の僅か四%を占めてゐるに過ぎない
- (3) その他六月以降も統制されるであろうとみられるものは自動車若干の不足建築材料である
- (4) 今迄統制されなかつたものは理髪業 医師 弁護士 の料金 新聞代 雑誌 劇場入場料 等である
- (5) O.P.Aは電気冷蔵庫 真空式掃除機 衣種等の消費者向け耐久財に對しては依然統制を行ふであらう
- (6) 現下実施されてゐる最も重要な生産統制は民需生産局の商店 自動車 庫 銀行等 非住宅の建築制限である



(四)

物價と賃銀との関係 (世帯短縮九二三)

(1) 七月以降八月下旬迄に、賃率率は三二、二%、その他は五二%の昂騰をみたので、物價と賃銀は再びバランスがとれなくなった

販賣物價指数(%)

製造工業平均指数(年)

一九四五年	一二九・四	四三・一二
一九四六年	一四〇・(概算)	四三・一〇
昂騰率	八%	一・四%

(2)

かくて労働罷業の勃発となり、海運、トラック等の争議が発生するに至った。罐詰業、鉄鋼業、ゴム業、石油業等も賃銀引上の為、新戦術を考案中であり、物價統制の大量解除により一時的賃銀引上運動は活発化するのであろう。

(3)

政府は罷業による生産の減退を恐れ、若し大罷業が起れば、罷業抑制の提案を考究するとみられるので、一部労働組合は十二月の選挙後まで新罷業を延ばすとしてゐる(特九二〇)

(4)

最近の海員罷業をきっかけとして、終戦後才二次の罷業の特徴は昨年夏から

(五) 食肉等の統制解除

(1)

今春迄の才一次罷業が主として純経済的なものであったのに対し、米国の対外政策、ウォレスの罷免、十月の中向選挙等の客観的條件に伴い、労組の政治運動殊に共産党分子の動きが活発化してゐることである(日米二二三)

(2)

統制解除委員会の決定に基き、アンダーソン農務長官は旧統制價格より牛肉一封度、文仙、豚三仙の引上を發表し、九月九日より統制も實施したため再び肉飢饉を現出した(世界短報九二三)

(3)

罐詰業者はアンダーソン長官に対し、食肉價格の全面的統制撤廃を陳情し、収買春罐詰業者は決してのP.Aの廃止や食肉價格の値上をたくらんでゐるので、ないことを明らかにした。

(4)

かかる情勢に鑑み、ト大統領は食肉及び家畜の價格統制を十月十五日から廃止する旨發表したが、更に十五日物價管理局は十二月初めまでに自動車、建築資材、主要衣料品、家具、家庭用品、農家用資材等約百品目の物價統制をも撤廃する旨發表した(外信一〇八)



(4) ト大統領は家賃及び不足の深刻な一部基礎原料並びに物資に(1)は、後長期に亘り統制を行ふことを明らかにしたが結局今向の措置により物價統制は極めて小範囲なものとなり、P.Aは全く弱化するに至った(世界経済)。(三) 外債(一〇二五)

(5) かくて政府は今後の措置によって従来堅持し来た物價貸銀方式の改訂を余儀なくされるに至り貸銀安定局の徹底的再組織が近く行はれるであろう。情報によれば貸銀統制も本年末迄に完全に廃止せると言はれ米圓は今や自由主義的平和経済へと移行せんとしてある(日経一〇二七)

第二ソ聯

一、一九四六年度国家予算  
一九四六年度国家予算案は十月十五日ソ聯邦最高会議に提出されたが予算案及び財政相ズヴェーレフの演説要旨は次の如くである。

(一)一九四六年度予算及び一九四五年度実績(世界短波外債一〇九兆五〇〇三二時電一〇三五)

項目別	年度別	
	一九四六年度 予算	一九四五年度 実績
(一) 歳入総額	三三三、四〇〇	三〇二、〇三四
(二) 内訳		
(1) 取引税	二二〇、〇〇〇	一五二、九七九
(2) 収益税	一六、〇四〇	一六、八四八
(3) □ 税	二二、五〇三	三九、八八九
(4) 公債	二五、四七八	九二、三三八
(5) その他	三八、三七九	
		増 A 減
		三二、三六六
		(一〇、四%)
		七、〇二一
		(五、〇三)
		△八〇八
		(四、八)
		△一、三六六
		(四、一〇)
		△二八、四八一
		(三、〇八)

(2) 歳出

(註) その他は單に總額との差額を示す

(單位百万圓)

一八



項目別	年度別		
	一九四六年度 予算	一九四五年度 実績	増減 △減
(一) 歳出總額	三一九、二六九	三九八、五九一	二〇、六七八 (六・九%)
(二) 内訳			
(1) 国民経済費	一〇三、二三七	七四、三五八	二七、八七九 (三七・五%)
(4) 工業	六三、八〇六	四三、九二五	一九、八八一 (三〇・九%)
(2) 農業	一一、五五二	九、一四七	三、四〇五 (二九・二%)
(8) 運輸通信	一〇、八四一	九、八七九	九六二 (八・八%)
(2) 商業及不調連	三、一五三	二、一七二	九八一 (二八・二%)
(内) 公共経済	三八七	二、三七一	一、五〇六 (三九・一%)
(外) その他	八、〇〇八	六、八八四	一、一四四 (一四・四%)
(2) 社会文化費	八三、二四九	六二、七一	二〇、五三八 (二四・七%)
(3) 軍事費	七二、二〇八	一、八、二三九	五、九六九 (八・三%)
(4) 借費	六、四八〇	五、二四九	一、二三一 (三・六%)
(5) その他	五五、〇九五	三八、〇三四	一七、〇六一 (三〇・九%)

(一) (註) 「その他」は率に總額との差額を示す  
一九四六年度予算に關する財政相が、エーレフの演說要旨(世界短歌)一九四五年(三三)

(1) 予算編成の根本目標

一九四六年度予算編成に當つては、新五年計画の實現を根本目標とした。即ち  
(1) 重工業、運輸、農業及び消費財生産工業の復興と發展に資する。全産業に  
完全且つ適時に融資すること。

(2) 国民の社会生活費を増額すると共に、国民負担の軽減を計ること

(3) 科学研究所費及び同要員養成費を増額すること

(4) 独立採算制の強化、労働生産性の昂揚、製品原價の引下、企業採算性の向上、資金回轉率の迅速化、節約の全面的強化により、社会主義經濟における蓄積の増加を計ること

(5) 中央及び地方予算の聯邦国家予算における役割を強化すること

(6) 国家企業及び公共機関よりの收入



(a) 取引税

(i) 取引税収入は一九四五年度に比し七百七十億二千百万留を増加し二千三百億留となった。従って歳入における取引税の比率は一九四五年の四〇・八%から一九四六年の三〇・二%に増大した。

(ii) 取引税の増加は工業生産の発展一般、不動産の販賣増加、商取引の拡大による。

(b) 収益税

(i) 一九四六年度経済機關の利益を一九四五年度の百八十八億六千六百万留に対し三百十億五千百万留と決定し、予算への利益控除額を一九四五年度の百六十八億四千八百留に対し百六十億四千百万留とした。

(ii) 一九四六年度の控除額が一九四五年度に比し若干減少してゐることは、経済部門の必要のための留保利益を増加したことによる。

(c) 国民資金動員

(a) 国債収入

一九四六年度の口債収入は二百三十五億三百百万留で一九四五年度に比し百六十三億六千六百万留の減少である。

(b) 口債収入

口債収入は二百五十四億七千八百万留を計上した。

(c) 口民貯蓄

口民貯蓄は一九四六年度において著しく増加すべく一九四五年度の三十四億七千万留に対し三十九億留の予算繰入を計上され、年度末貯蓄総額は戦前の約二倍に達するであろう。

(d) その他

国家保険資産より十四億五千百万留が控除繰入れらる。

(3) 歳出

物價の若干の騰貴と関係して貸銀扶助料、奨学金増額のため一九四六年度中四半期補正予算として八十六億留を増加計上した。

(三) 一九四六年度予算の特徴 (外信二、八南電二〇、二四)



(1) 前記の如く一九四六年度予算は新方針の達成を根本目標として成された

(2) 一九四六年度予算は戦時予算より増大し同戦以来の最高を示してゐる  
 (註)一九三九年度以降の歳出入總額を比較すると、

区分	一九三九年度		一九四三年度	
	歳出	歳入	歳出	歳入
四〇	一五五、四〇〇	一八二、七〇〇	四四	二二〇、一〇〇
四一	一七九、七〇〇	一八二、七〇〇	四五	二二八、九二二
四二	二五、四〇〇	二一六、二〇〇	四六	二九八、五九一
	一八二、八〇〇	一八二、八〇〇		三九、二九九
				三三三、三〇〇

(3) 経済力及び軍事力増進のための科学研究費が前年度に比し二五倍に増加し、教育費は一九四〇年度予算に比し百七十大億留を増加した

(4) 国防費の前年度に比し五百六十億三千百万留を増加した

(註)一九三九年度以降の国防費の推移は次の如くである (單位百億留)

年度別	軍事費	年度別	軍事費
一九三九年度	四〇	一九四三年度	一三、七〇〇
一九四〇年度	一七九、七〇〇	一九四四年度	一三七、九〇〇
一九四一年度	二五、四〇〇	一九四五年度	一三三、三三九
一九四二年度	一八二、八〇〇	一九四六年度	七三、二〇八

年度別	軍事費	年度別	軍事費
一九三九年度	四〇	一九四三年度	一三、七〇〇
一九四〇年度	一七九、七〇〇	一九四四年度	一三七、九〇〇
一九四一年度	二五、四〇〇	一九四五年度	一三三、三三九
一九四二年度	一八二、八〇〇	一九四六年度	七三、二〇八

(5) 社会文化費中社会保険費は百三十億留、一九四五年度予算五十二億留、多産婦補助費は四十億留、一九四五年度予算十四億留と何れも増大した



第三 政州

新通貨発行後のハンカリー経済事情

(一) 新通貨発行と政府施策の成功 (事情一〇、二、三)

ハンカリーは八月二日新通貨「フロリン」を発行すると同時に従来の物價放任政策を一掃し、銀貨水準の引下及び生活必需品に對する公定價格制を實施した以來物價の猛烈な上昇傾向は阻止され、政府の施策は一應の成功を収め、通貨は安定した模様である。

(1) 生活必需品公定價格の高水準

(a) 購買力の吸収と通貨流通量の縮減を目的として公定價格は次の如き高水準に決定された。

(b) 供給が充分であるやうに見ざる製造商品の價格は昨秋の米国の物價水準と略同であるが

(c) 家賃、電気、電報、鉄道その他公益的性質を有する設備乃至サービスの料金は極めて高い水準に決定された。

(2) 通貨発行高の抑制  
右の結果新通貨を商品に投資しようとする動きは阻止され、二、三の物價は公定價格水準を下廻つてゐる。

(3) 九月の新通貨発行高は二億五千万フロリンで流通量は必要量以下に抑制されてゐる。

(註) ハンカリー経済の必要とする通貨流通量は嚴密約十億フロリンと見積られてゐる。

(a) 従つて九月中における商社の大部分は四分の一乃至三分の一の給料賃銀を支拂ひ得たに過ぎない。

(b) 政府もかかる徹底的な通貨流通量の縮減を予想してゐなかつたと副首相ラホンは述べてゐるが流通量の縮減は購買力を抑制すると共に通貨に對する信認の回復に役立った。

(3) 曹伙農産物の低價格維持

(4) 政府は農産物の低價格政策を堅持してゐる。



(一) 農民は公定價格の低いことに不平を抱いてゐるが供出状況は極めて良好である  
 (二) 保有金準備の状況(海情) 〇・三  
 現在の通貨流通高は約二千二百七十五万弗と見積られるが金及び為替保有高は四十万乃至四十五万弗と推定される 即ち

(1) 政府の命令により供出された外口通貨 九百万弗

(2) 金 三

(3) 返還された金塊 三二

(三) 新通貨発行後の情勢(海情) 〇・三三 時経 一〇・三二

(1) 新通貨の発行高は極めて制限されてゐるので購買力は抑制されインフレの進行は阻止されてゐるが

(2) 国民の大部分はその日暮りを余儀なくされ物價と賃銀の不均衡は俸給員銀生活者々々極度に困窮せしめてゐる

(3) 物資の供給は極めて不足してゐるので物價はアテラの物資供給によって辛くも或る程度支へられてゐるが公定價値による物資の入手は漸く困難

難を加へてある 公定換算率 (一弗リ二七三九フロリン) で弗に換算した物價及び賃銀は次の如くである

消費物資の價格	債	銀
婦人夏服	普通労働者(時当)	五二〇仙
男子洋服	熟練工(一)	八一五
男子靴	超熟練工(一)	二一八
バター(二封度)	俸給生活者(一) 〇・七	三一〇弗
卵 (一ケ)	勤業者の週給	
パン塊(三封度)		

(四) 今後の見通し

右の如き一應の安定も二月を経過して漸く破綻をみよとしてゐると傍へられるが大體次の如き根據に基き樂觀的見通しが行はれてゐる

(1) 樂觀的見通しの根據(海情) 〇・三三、一八三 時経 一〇・三二

(2) 農産物の良好な收穫政府の食糧備蓄の増加 産業生産の増大 重工業



工業織物業の進展は経済的基礎の回復して、あることを示すもので  
通貨の安定を實現し得るであろう。但しこれのために徴税制度の改  
革、過剰政府職員の整理、嚴重な食糧割当等の措置を必要とする。

(四) 本年度の対ソ賠償軍賦額が三十二百万弗に切下げられ支拂遲滞に対す  
る罰金六百万も免除されるであろうことは工業製品の内市場間出廻  
りを多少良好転せしめ生産意欲を振興するであろう。

(五) 農産物の良好な収穫は食糧品價格の暴騰を阻止してある。

(六) 金塊三十二百万弗の返還は通貨の不信を緩和するであろう。

(2) 悲觀的見透しの根拠

(イ) バロンスの見解(海情一〇、三三)

バロンスは主として通貨の拂底のため、三ヶ月間は見せかけの立ち直  
り状態が續くかやがて再びインフレに襲はれるであろうと次の理由を  
挙げてゐる。

(a) 租税負担の過重

政府は歳出予算七億三十二百万フロリンのうち租税収入七億三千万  
フロリンを計上してゐるがこの租税負担は口民所得の二〇%に当り口民  
はその負担に堪へ得ないであろう。

(b) 賠償及び占領費負担の過重

賠償金支拂のため予算に計上された額は實際に必要とされる額の  
約半分に過ぎず更に占領費の負担も極めて大きい。

政府は既にソ聯に引渡した農産物の代償としてフロリンの初期の発行高  
の二倍を農民から借りてゐる。

(c) 物價統制維持の困難

物資の欠乏に關する引の撲滅を困難としてゐる。

(d) 物資の不足

假令生産が五〇%増加するとしても物資の供給は全く輸入に依存  
せざるを得ない。然るにフロリンの対外比率は西歐諸国との貿易を困  
難としてゐる。



Unione  
Bancaria  
Nazional

三、

イタリヤの経済的将来 (コムアトシマル、フロニクル)

(一) 財政金融

(1) 一九四六年七月一日以降一年間に於ける予算見積額は

収入額 三三〇〇 (億リラ)

不足額 一九八七 (億リラ)

である。右は戦争に依り蒙る損害略々三兆リラに對する戦災支拂ハ億  
リラを含まない。

(2) 名称ウニオーネ・バンカリア・ナチオナル金融機関が創設されたが之は民間重  
要金融機関の共同出資になつてゐる。

(3) イタリヤの貯蓄の五〇%を管理してゐるナポリ銀行が工業的企業への貸出を  
行ふこと

(四) 一般の観測 (海情 〇・三二八 時経 一〇・二二二)

(a) 對ソ賠償額は一九四七—五三年間に一億七千八百萬ドルに達するであろう

がこれはハンガリー経済にとつて極めて過重な負担である。然るにソ  
聯が之を緩和し経済的回復を援助しようとする模探は全然ない。

(差) (一) 今春ハンガリーを訪問した英口議会の代表一行は同口に對する賠  
償要求額は同口マ民所得の一八%に又占領費は二五%に當ると  
計算してゐる。

(二) 米口政府は七月二十三日附對ソ覚書において現在のハンガリー製造

業の生産高の半ばは賠償と占領費に充てられてゐると述べてゐる。

(三) バリー平和會議において米口経済専門家ソコフは米口の見積りに

よれば賠償と占領費の負担はハンガリーの全口家収入の約三五%に  
當ると述べた (時経 〇・二二)

(b) 通貨の均衡は全く人道的で永續性がなく本年末迄に再び新しいイン  
フレに見舞はれるであろう。



(二) 産業

(4) イタリア通貨問題の解決は政府が国家財政の再建に着手するまでは期許出来ない

(1) 政府は一定の産業に対し金融を余儀なくされてゐる。それは一九四五年四月二十五日現在の雇傭者をそのまゝ継続せよとあるが国家予算のかるる買出しに以上の引上げ要求に対しては共産党以外は賃銀値上げは生活費を増大しひいてはイタリアの経済状態改善を阻止するといふ理由で反対してゐる

(2) 一九三一年―四〇年の間に多くの産業会社及びファームスト独裁下の不健全な生産膨脹を續けて来たが今やその根柢は除かれ生産は平均戦前約四〇%にまで縮減したが依然として雇傭者多二〇%使用を續けることは不可能であり残された途は唯戦時中に進歩した技術を以て競争の原則による生産に立戻すのみである

(3) 此の総には外国よりの援助(就中民間創設の援助)及び国内業者と海外業者との直接的な協力が必要である

(4) イタリアの生産能力は戦争による破壊が著しくないので

(イ) 棉工業は諸外口の注文を受けて全力を挙げて操業中である

(ロ) 北部に於ける発電力は一九四〇年の正に一〇〇%である

(ハ) 造船及び海運組織には特に損傷なく、ゼニア、レックホルム、ナポリ、パレルマ、バリ、ウエネツヤ等の主要港の施設も諸外口の用に立てようとしてゐる

(5) 政府の復興なき对外贸易は或る種の重要食料品の不足といふ理由からも大いに有利である。商品が店一杯に並べてあるかと思へば粉不足からミラノの町全体がパン無しの日もあるといふ有様である。コーヒーの輸入制限が解かれて以来コーヒーの値段が半減したといふことを見ても自由貿易に復帰することが如何に重要であるかが知れる



第四 東亜

比島経済復興の現状

(一) 序

本年七月四日独立した比島の今次大戦による戦火の損害は權威ある筋の調査によつて全産業農業商業財産の大割弱といはれその金額は八億一千八百萬邦と推測されておる

これに加へて戦後インフレの波も激しくおそふか、り独立後の最大の問題として経済復興の課題が残されておる 戦時から引継いだ政治経済の諸弊弊の天で経済復興を独力で解決することは容易ではなく独立以前以上に米国の援助と協力に依存しながら再建を推進されつゝある

(二) 財政と復興金融

(1) 財政

(イ) 本年度の歳出は社会救済復興費を除いて二億五千萬ペソと推定され

三五

(ロ) これにたいして歳入は五千七百萬ペソ以下であらうといはれておる

(ハ) この枠に財政問題は深刻となつておる十月三十一日までは政府手持現金は一ヶ月の支出に足りぬ程の少額となりもし必要な資金が得られぬ場合には政府は一切の負債のモラトリアムを断行するか、もなければ不換紙幣を濫発してインフレを激化させるかの二途しかないといはれておる (東亞九三三、一〇回報九二五)

(2) 復興金融

(イ) 比島が今後五ヶ年に四億弗の復興資金を必要とするのみならず四ハス大統領もこれを米國から借款として受けた、旨の希望を表明してをりこれにたいして米國は当面の措置として一億弗の借款をすでに下院に提出しておる

(ロ) 米國の復興金融会社が多大の成果を収めた前例にならば比島の復興を促進するための資金融資機関として資本金三億ペソの復興金融会社の設立案を進められこの資金は米國政府より比島復興のため譲渡された余剰資産三億ペソの賣却代金及び政府予備費の超過分一億ペソの

三六



うちから調達される

- (イ) 使用される資金は米国政府が比島政府に引渡したもので、うちであきらかに復興の目的のためにイヤマークされたものにかきられるから会社としては復興及び恒久的経済再建と発展以外の活動を行ふ之めことになる。また普通商業取引のための金融も行はず且つ個人私立銀行と競争など行はない。
- (ロ) 比島の産業がその製品の輸出によつて米口内にクレジットを蓄積するまで米口から輸入する商品及び諸施設の購入資金には大部分米口及び日本から獲得する競争損害及び賠償支拂をあてなければならぬ。(東電九、三八 週報九、一五)

(三) 比島の経済混乱

- (1) インフレの旋風
  - (イ) 米軍が比島を奪回してからの約四億円の給料が在島の米軍将兵に支拂はれそれが各方面に撒布されてインフレを起し

三七

(ロ) 中口と日本のそれと比較すると程度は緩慢であるがその結果は生計費の昂騰と賃銀の値上げとなつてゐる

(2) 賃銀の値上げ

- (イ) 不熟練者及び半熟練労働者の戦前の賃銀は一日四十五仙から六十仙であつたのが現在は二帛四十仙に増加してゐるが
- (ロ) その結果生産コストの騰貴となり益々比島の再建を困難ならしめ
- (ハ) 生産が平常状態に復興しても賃銀は戦前の二倍から三倍に止るであらうといはれてゐる

(3) 物價騰貴

- (イ) マニラの生活費は戦前水準の八倍に昂騰して政府経営の店舗及び食料配給店で比較的少量の食料を販賣してゐる以外には最低價格では食糧を入手することはできなく
- (ロ) 食糧及び物資不足のため市場の価格は急騰する一方これを緩命なりとも抑制すべき物價管理局がない、ロハス大統領はその價格抑制と物資

三八



出廻りのため未だ権限に乏し強権を發動した程で  
配給の米が一ポンド二十五仙と規定されておるが店頭では公然と五十仙で  
賣買されてをりその他の食料品にたいして限界價格を設けておるが商人は問  
題にしておない

(二) 南取引はすでにその最盛期をすぎたが経済的混乱は依然隨所に残つてお  
る

(三) そこで統制が物價を下げるよりは物資の運搬や投機を助長するとの非難  
があるため九月十月マニラ地区の物資統制の一時的停止が行はれた(東電七、  
一〇、九二三 英文八二〇)

(四) 産業復興の若干問題  
1) 設備の問題

(イ) 全体の産業復興を遅らせておる最大の障碍は米田から所要の機械設備が  
得られぬことで

(ロ) 現在米田の機械製造会社の大部分は二年後破産の條件となれば受託しな  
三九

(2) 輸送の問題

いし中にはその條件ですら引受けかねるものさへある状況である

(イ) マニラ港内にある船舶は輻輳状態にあつてマニラ港の船渠及び倉庫施  
設は競争でひどい損害を蒙つておるので現在の同港における一日の荷揚  
高は二十トンにすぎないといはれるがこの様な能力では消化不充分で五月  
下旬の頃には九万トンの積荷が陸揚げを待つてをりその上に四万トンの  
着荷が予想された状態であつた

(ロ) 陸上ではトラックが少く夜間の運搬は強盗に襲撃される懼れが多く塹  
頭にある積荷が掠奪されるのは日常茶飯事である

(ハ) こかしや高島にも島内及び島間の輸送状態は改善されつゝある 現在島  
内の各船着港間を七十隻の汽船が往來しておるがこれは本年度頭  
初の二十七隻に比較すると著しく増加ぶりである

(ニ) 軍用トラック及びジープの処分も陸上輸送に大きな役割を演じてをり  
マニラからルソンへの鉄道交通も五月中は南進した



(3) 土地問題

- (1) スペースによる比島の支配当時からの地主と小作人の対立の結果地主の勝
- に終り耕作者は貧窮に陥ったが
- (2) 砂糖椰子油麻等の極めて少数の原料輸出に経済生活の基礎をたぐ植民地的な單一栽培で總收穫の中小作人の取前が四割乃至五割の年次に示される半封建的な土地制度の根本的革新を基とする民権主義的変革に俟って始めて農民の経済的独立は可能となるのである
- (3) この林を貧農の党であるハタハラハツツは伝統的な土地制度に対する改革運動を起し結局土地問題に關しては諸経費一切を小作人側へ負擔する條件附で農民側の要求通り收穫の七十パーセントを興へるとに決定した

(5) 主要産業の復興

- (1) 紡績業中戦災で蒙り修理を要するものは多数あるが米田商務省の推定によると一日十万ヤードを生産するには五万の紡錘と数日の自動的織機を

110

- (2) 米口から輸入せねばならなく完全な生産ができる林になれば一年に二百二十噸の棉花を使用するものと見られる 尙ほ最も重要なことは一年に二十八万弗の化学染料を輸入することである
- (3) 製糖業は戦前の生産に追いつくまゝには約二年半を要
- (4) 鋁業は三年乃至四年を必要とされ
- (5) 製麻業は現在は戦前の約三分の一に減少してより一九四九年にならねば全能力を恢復しな
- (6) コアラの生産は迅速に増加しその輸出量は戦前の水準に接近しつゝあつて比島コアラの負付を荷するコアラ輸出管理会社は本邦の輸出高を次の表に発表してゐる

(単位トン)

日	一	二	三	四	五
数量	八、三〇三	一、一七八	一三、三三三	二四、一七九	三、八九七

111



② 戦後コアラの他砂糖 麻 ココナット 油脂その他の原料を多量に米口に供給し、現在米口が工業再建のため必要とする大量の資本戦家庭農場及び商店に必要な商品供給口であるといふことに鑑みると、米口間の貿易は今後五ヶ年間に飛躍的に増大するものとみられてゐる（東電大二三五七二〇 八三〇）

(六) 米口の対比経済援助

(1) 比島独立後の経済自立を図るための支柱といふべきものは復興のマグネシウムたる貿易復興法と戦争損害補償法の米口の対比三大援助法である

① 貿易復興法

(a) 比島独立の前提条件として本年四月十三日に成立し

(b) 内容は独立後二十八年間に亘る米比間の互恵貿易関係を規定し、その骨子は最初の八年間比島特産物の一定量の米口への輸入を無税とし、八年後には砂糖 米 麻 繩を除く特産品にたいし商税を毎年五パーセントづつ減増税課することにしたもので

(c) この方法によつて比島は二十八年間に世界で最も豊かな市場が與へられ特産物の復興発展が期成されることになつたのである

② 戦争損害補償法

(a) 本年四月十三日比島独立に不可缺な法として成立し

(b) 戦時中比島が蒙つた損害を補償し道路橋梁等の公共事業の長期計を進行するため現金支出五億二千五百萬弗と一億弗の米軍余剩物資を比島政府に引渡すことを規定したもので

(c) 現金支出の中で四億弗は五百萬弗以上の個人戦争補償の支拂に一億二千萬弗は公共施設復興費に五百萬弗は政府建造物の修復費に使用される

(d) このほか米議会は同種の復興計画五つにたいし今後十二ヶ月間に使用するものとして約二十萬萬弗の支出を認めてゐる

(2) 右の三大法に次いで米口の対比経済援助としては極大な米軍の余剩物資の海外重要情報中十二類参照と赤字借款の供與である

(1) 九月十三日米比間に余剩物資の譲渡の協定が成立した結果比島は極大な



の民需物資を獲得して民は安定に役立てることができ多様になった

(四) 赤字借款

(a) 八月九日に成立し

(b) 比島独立初一年度の財政赤字を補填するために米口が七千五百万弗の対比借款を供與することになったので

(c) これと同時に米口は比島財政委員会を組織し一九四七年六月三日である比島財政年度期間中比島赤字財政に対処せしめることとした

(3) 巨額の対米借款要請

(1) 本年度赤字財政の差額一億九千三百万ペソは対米借款に依存する方針といはれ既述の七千五百万弗の赤字借款以外に残額の借款を獲得する必要があるのでこれについてロハス大統領が近く訪米の上交渉を行ふものと伝えられた

(2) なお比島政府は独立後五年間の政府収入の不足を補填するため八億ペソの政府借款を

(3) またこれとは別に農工業発展助成費として三億弗の借款を米口輸出入

銀行に申込んだと伝えられてゐる

(二) いづれにしても比島が経済自立の確固たる地盤を築くまではなほ巨額の対米借款に依存しなけれはならないのである

(七) 結言

要するに比島の経済復興は外口より多くの財政的援助と施設資材原料技術上援助に亘る援助を必要とし特に米比間の経済的提携はダイデンダスマガタマイ法にも強くうたはれてゐる。しかしながら米口の援助の下に行はれてゐる戦後経済復興を阻む最大の問題たるインフレの激化とハクバラハツプ騒擾の解決こそ比島政府の緊要の要務である